

# 民法等の一部を改正する法律(令和6年) の施行に向けた対応状況について

令和7年12月10日

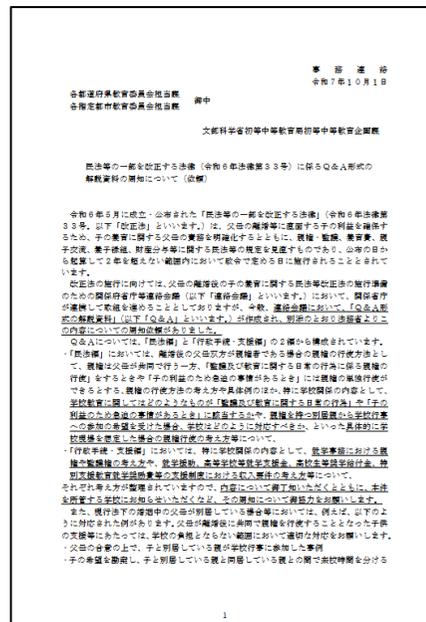
文部科学省初等中等教育局



(1) 文部科学省を含む関係府省庁による連絡会議において作成された「**Q&A形式の解説資料**」について、学校教育に関する事項を盛り込むとともに、**法務省ホームページの情報とあわせて各都道府県教育委員会等に対して周知を依頼するとともに、適切に対応いただくよう依頼。**

## 「Q&A形式の解説資料」における学校教育に関する主な記載事項

- ✓ 学校教育に関してはどのようなものが「監護及び教育に関する日常の行為」や「子の利益のため急迫の事情があるとき」に該当するか
- ✓ 親権を持つ別居親から学校行事への参加の希望を受けた場合、学校はどのように対応すべきか
- ✓ 就学事務における親権や監護権の考え方
- ✓ 就学援助等の支援制度における収入要件の考え方



(2) **都道府県・指定都市教育委員会の担当者向けの会議においても、「Q&A形式の解説資料」を含む、民法等の一部を改正する法律（令和6年）の施行に向けた対応について周知を実施。**

**（参考）現行法下における子と別居している親への対応事例**

・現行法下においては、父母が別居している場合等において、例えば、以下のように対応された例があります。父母が離婚後に共同で親権を行使することとなった子供の支援等に当たっては、学校の負担とならない範囲において、適切な対応をお願いします。

<p><b>【事例1】</b> 別居している親から学校に卒業式への参加の要望があり、同意している親も同意していたため、学校が参加を認めた。</p>	<p><b>【事例2】</b> 授業参観の際に、子の希望を勘案した上で、同意している親と別居している親との間で来校時間を分けるなどの事前の調整が図られ、両者が接触しない形で参加した。</p>
<p><b>【事例3】</b> 同意している親から虐待を受けていた子が別居している親との相談内容や別居している親からの要望を踏まえ、スクールソーシャルワーカーの立ち会いのもと、面会の場として学校の利用を認めた。</p>	<p><b>【事例4】</b> 別居している親から子の成績の開示について要望があり、本人（子）及び同意している親も同意したため、学校から別居している親に電話で伝達した。</p>